

○国民健康保険運営協議会における被用者保険等 保険者を代表する委員の参加及び退職者医療関 係団体協議会について

昭和六十年一月二十三日保険発第七号・
庁保険発第一号
各都道府県民生主管部（局）長あて厚生省
保険局国民健康保険課長・保険課長・社
会保険庁医療保険部健康保険課長・船員
保険課長通知

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に
関する政令（昭和五十九年政令第二六八号）により国民健康保険法施
行令（昭和三十三年政令第三六二号）第三条の一部が改正され、国民
健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）に被用者保険等保
険者を代表する委員を加えることができることとされたところである
が、今般その具体的な取扱いを左記1のとおり定めたので、その旨了
知のうえ、貴管下市町村の指導に遺憾のないようにされたい。
なお、これに伴う国民健康保険条例準則の改正については、別途通
知する。

また、これに併せて、退職者医療関係団体相互間の連携を図り、同
制度の円滑な運営に資するため、都道府県を単位として退職者医療関
係団体による協議の場を設けることとしたので、左記2の要領に基づ
き、関係者間で協議のうえ、遺憾のないようお取り計らい願いたい。

記

- 1 運営協議会における被用者保険等保険者を代表する委員の選任等
について
- (1) 被用者保険等保険者を代表する委員を加えるべき市町村

共済組合を代表する者

なお、都道府県国民健康保険課長がオブザーバーとして参加する
ものとする。

- (3) その他
協議会の運営の方法等については、構成団体において協議する
ものとする。

○運営協議会への被用者保険等保険者を代表する 委員の取扱いについて

（昭和六十年一月二十三日
厚生省保険局国民健康保険課長内かん）

運営協議会への被用者保険等保険者を代表する委員の参加の取扱に
つきましては、昭和六十年一月二十三日保険発第七号・庁保険発第一号
によりお示したところでありませんが、同通知1、(1)中「退職被保険
者及びその被扶養者が相当数以上である市町村」の基準を当面、一応
の目安として、「概ね退職被保険者及びその被扶養者の数が一、五〇〇
人以上でかつその被保険者全体の数に占める割合が三％以上である市
町村並びに道府県庁所在市及び特別区」として対処することと致した
いと存じますので、その旨了知のうえ貴管下保険者に対する指導方よ
ろしくお願いたします。

退職被保険者及びその被扶養者が相当数以上である市町村は、
被用者保険等保険者側からの申し出を踏まえ、運営協議会に他の
各側委員と同数以内の被用者保険等保険者を代表する委員を加え
ること。

- (2) 被用者保険等保険者を代表する委員の選任

被用者保険等保険者を代表する委員の選任は、都道府県ごとに
被用者保険等保険者の推薦に基づいて行うこと。この推薦に際し
ては、都道府県ごとに被用者保険等保険者の連絡協議会を開催し、
被用者保険等保険者間の意見の調整を図ることとする。

- 2 退職者医療関係団体協議会について
(1) 趣旨

退職者医療制度の実施主体である市町村及び拠出者である被用
者保険等保険者等の関係者間の緊密な連携を図り退職者医療制度
の円滑な運営に資するため、各都道府県においてこれら関係者に
よつて構成される退職者医療関係団体協議会（以下「協議会」と
いう。）を開催し、当該都道府県内の市町村における退職者医療制
度の実施状況及び運営上の問題点等につき、随時必要な意見交換
を行うものとする。

- (2) 構成

協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- ① 国民健康保険の保険者を代表する者
国民健康保険団体連合会、国民健康保険の保険者たる市町村
を代表する者
- ② 被用者保険等保険者を代表する者
健康保険及び船員保険の保険者たる政府、健康保険組合等、

○国民健康保険運営協議会における被用者保険等 保険者を代表する委員の参加について

（昭和六十年八月九日保険発第八五号
各都道府県民生主管部長あて厚生省
保険局国民健康保険課長通知）

国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）における被
用者保険等保険者を代表する委員の参加については、昭和六十年一月
二十三日保険発第七号、庁保険発第一号により通知したところである
が、国民健康保険法施行令第三条の趣旨は、退職者医療制度の財源が
被用者保険等保険者の拠出金で賄われることに鑑みその実施に当たつ
て拠出者側の意向が反映されるよう従来の三者構成の原則を維持しつ
つ被用者保険等保険者を代表する委員を市町村の実情に応じ運営協議
会に特別に加えることができることとしたものである。

したがって、前記通知において、被用者保険等保険者を代表する委
員を加えるべき市町村を退職被保険者等が相当数以上であるものに限
定するとともに、その委員数についても、「他の各側委員と同数以内」
としたところである。前記趣旨からして、ここにおいて同数以内とは、
原則として同数という意味ではなく、最高同数の意味であり、各市町
村においては、当該市町村の退職者数の多寡、被用者保険等保険者の
意向が反映できるかどうか等を考慮して被用者保険を代表する委員の
人数を決定することが適当である。

すでに被用者保険等保険者を代表する委員の数に関し条例改正を終
えた市町村の大部分は前記趣旨に則した委員の参加となつてはいるが、
今後条例改正を行う市町村においてもその趣旨を踏まえて適切な委員
数とするよう指導方宜しくお願いたします。